

平成 23 年度 住宅市場技術基盤強化推進事業

住宅・建築物の先導的計画技術の開発及び技術基盤の強化に関する事業を行う 補助事業者の募集についての公示

平成 23 年 9 月 1 日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

平成 23 年度住宅市場技術強化推進事業のうち住宅・建築物の先導的計画技術の開発及び技術基盤の強化に関する事業を行う補助事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

1) 事業名

住宅・建築物の先導的計画技術の開発及び技術基盤の強化に関する事業（住宅市場技術基盤強化推進事業）

2) 事業目的

本事業は、住宅・建築行政上の喫緊の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用して、良質な住宅等が適正な価格で供給される市場環境整備のための先導的な技術開発等、技術的基盤の強化等に対して支援を行い、住宅等の生産、供給、管理等に係る市場基盤の形成を総合的に推進する。

3) 事業内容

今年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、津波等により広域にわたり多くの住宅が被害を受け、これらの多数の被災者、避難者の当面の住まいの確保として、応急仮設住宅の早期の建設が必要となった。

今回の震災における応急仮設住宅の供給にあたっては、用地確保が困難であったこと、地元業者等の活用、高齢者等が安心して生活できるようコミュニティへの配慮など、様々な課題と直面した。これらを踏まえ、今後の震災時に備えて、応急仮設住宅の供給のあり方を検討するため、今回の応急仮設住宅の建設等の課題を抽出・検証を行うとともに、事前に講じうる対策や供給体制の改善等を図る事業を実施する者を公募する。

2. 公募期間

平成 23 年 9 月 1 日(木)10 時 00 分～平成 23 年 9 月 12 日(月)18 時 00 分(必着)

3. 公募対象事業者の要件

次の①から④までの全てを満たす民間事業者等とする。

- ① 公平性及び中立性に関する要件
 - ・事業を実施する上での公平性及び中立性を有すること
 - ・本事業の実施によって得た成果を広く一般に公開すること。
- ② 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件
 - ・補助事業を的確に遂行する能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織人員を有していること。
 - ・事業を実施する上で、被災各県含めた関係者と円滑に連絡調整を行い、効率的に事業を遂行する能力を有すること。
- ③ 守秘性に関する要件
 - ・知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- ④ 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件
 - ・経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

4. 公募対象事業

東日本大震災における応急仮設住宅の建設等の課題を抽出・検証を行うとともに、事前に講じうる対策や供給体制の改善等を図る事業を実施する者を公募する。

<具体的事業内容>

- ① 東日本大震災における応急仮設住宅の建設等の課題抽出・検証
(データ収集や必要に応じ、関係者(被災各県、(社)プレハブ建築協会等)へのヒアリング含む。)

<課題例>

- ・建設用地の確保(民有地の活用など)
 - ・計画戸数の推移(民間賃貸住宅借上げの活用など)
 - ・建設主体の役割分担((社)プレハブ建築協会、地元事業者、海外事業者等)
 - ・資材の確保(発災直後の供給など)
 - ・コミュニティの維持への配慮(団地計画など) 等
- ② ①を踏まえた今後の応急仮設住宅の供給のあり方の提案

※留意事項

1. 本事業は、東日本大震災含め、今後応急仮設住宅を建設する事業者を公募対象とするものではない。
2. 応急仮設住宅の建設に関する施工技術等の技術開発は本事業の対象外とする。
3. 本事業は、上記の具体的事業内容①②のうちの一部を実施する事業を対象とするものではなく、網羅的に課題抽出・検討等を行う事業を対象とする。

5. 補助金の額
定額とする。

6. 公募要領の交付期間及び場所

(1) 交付期間

平成23年9月1日(木)16時00分～平成23年9月12日(月)18時00分

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

7. 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成23年9月12日(月)18時00分まで(必着)

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

(3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 : 橋口、大塚

電話 03-5253-8111(内線39429) FAX 03-5253-1629

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法(電話、FAX等)にて受け付けます。(来訪等による問い合わせには対応しません。)

8. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

9. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 7(4)に同じ。

(3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平

成 11 年法律第 42 号) において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。